

令和4年度 特別区民税・都民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税(住民税)の課税方法について、裏面の注意事項を確認し、次のとおり提出いたします。

1月1日時点の住所、現在の住所、フリガナ、氏名、個人番号、整理番号、電話番号、職業

1 確定申告した(予定含む。)上場株式等の所得についての記載事項

Table with columns for 上場株式等の配当所得等, 総合課税分, 分離課税分, 上場株式等の譲渡所得等, and 住民税の配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

2 特別区民税・都民税(住民税)に係る上場株式等の所得についての記載事項

(1) 上場株式等の配当所得等について 次のとおり選択します(次のいずれかの口に✓(チェック)をしてください。)

Form with checkboxes for 申告しません, 総合課税で申告します, 分離課税で申告します and associated tax amount fields

(2) 上場株式等の譲渡所得等について 次のとおり選択します(次のいずれかの口に✓(チェック)をしてください。)

Form with checkboxes for 申告しません, 分離課税で申告します and associated tax amount fields

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)について 申告不要とした所得等があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、次の表に必ず住民税の繰越損失額等を記入してください。なお、申告不要とした損失は翌年度以後に繰り越すことはできませんのでご注意ください。

Table for carryover loss calculation with columns for 譲渡損失の生じた年, 前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額, and 本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額

- 添付書類(添付した書類に○を付けてください。)
- 株式等譲渡所得金額計算明細書2面
- 配当計算書・領収書
- 特定口座年間取引報告書
- その他
- 確定申告に添付済み

職員記入欄 with fields for 受付, 入力, 納通発送, 免許保険・在留個力, 再審, CP資料, 窓口にいりした方, 続柄, 氏名

注意事項 次の注意事項を必ずご確認ください。

- 1 申告者の判断により、「申告不要制度の適用・総合課税・分離課税」を選択してください。
- 2 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、**所得税15.315%(復興特別所得税分含む。)**と**住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものです。**  
(所得税20.42%を源泉徴収されているものは、対象ではありません。)
- 3 所得税の確定申告において、表面の1の表の住民税の配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額に記載誤り、記載漏れ等があり、上場株式等の所得と判断できない場合は、確定申告書の区分で住民税を課税することがあります。
- 4 株式等譲渡所得金額計算明細書2面や特定口座年間取引報告書等の写し等、住民税が差し引かれていることが分かる書類を必ず添付してください。
- 5 原則として、該当年度の申告期限(3月15日)までにこの申告書を提出することが必要です。  
ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。  
(該当する納税通知書が既に送達されている場合は、この申告は無効となります。)
- 6 「申告しません」を選択した場合、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除又は配当控除の適用はありません。
- 7 源泉徴収口座内において譲渡損失と配当所得等が損益通算されている場合は、その源泉徴収口座の配当所得等の部分のみを申告しないことはできません。
- 8 申告不要とした損失がある場合、その損失は翌年度以後に繰り越すことはできません。  
また、確定申告とは別に住民税で損失を繰り越す場合は、毎年この申告書の提出が必要となります。
- 9 過去の年度において特定配当等に関する申告が住民税納税通知書の送達後であった場合や、損失の繰越控除の申告がされていない年度がある場合は、この申告とは異なる内容で賦課決定される可能性がありますのでご了承ください。